

専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）

平成6年6月21日 文生第209号
各都道府県知事、各都道府県教育委員会、
専修学校を置く国立大学長あて
文部事務次官通知

このたび、別添1のとおり、「専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成6年文部省令第14号）」が平成6年6月21日に公布され、平成6年7月1日から施行されることになりました。

また、別添2のとおり、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程」が平成6年6月21日文部省告示第84号をもって定められ、平成7年1月1日から実施されることになりました。

今回の専修学校設置基準の改正省令及び告示の概要、留意点等は、下記のとおりですので、十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

第1 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

1 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、多様な学習ニーズに対応し、個々の専修学校がその特色を生かして教育内容の一層の充実を図ることができるようにするとともに、生涯学習の振興の観点から、専修学校への社会人の受入れを推進するため学習機会の多様化を図るものであること。

2 改正の概要

(1) 専門課程の授業科目に係る制限の廃止等について

- ① 多様な学習ニーズに対応し、特色ある教育課程を編成できるようにするため、総授業時数のおおむね10分の8程度を当該学科に係る専門教育科目等の授業に充てるものとする規定を廃止したこと。（改正前の第9条関係）
- ② しかしながら、専門課程においては、専門的な知識、技術等を修得するだけでなく豊かな人間性を涵養することも重要であることから、授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（改正後の第8条第3項関係）

(2) 他の専修学校等における授業科目の履修等について

- ① 教育内容の充実・豊富化を図るため、専修学校が教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、専修学校の高等課程においては、生徒が行う他

の専修学校の高等課程における授業科目の履修を，専修学校の専門課程においては，生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修又は大学若しくは短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を，それぞれの課程の修了に必要な総授業時数の4分の1を超えない範囲で，それぞれの課程における選択科目の履修とみなすことができることとしたこと。（改正後の第9条関係）

なお，この文部大臣が別に定める学修は，平成6年6月21日文部省告示第83号をもって定められたこと。（別添1中別紙）

- ② 今回の措置は，生徒が他の専修学校等の授業科目を履修することが教育上有益であると専修学校が判断した場合に実施するものであり，そのような教育上の配慮なしに実施したり，あるいは，課程の修了に必要な授業科目を自校で開設せずに，他の専修学校等の授業科目の履修をもって代替させるような取扱いを認めるものではないこと。
 - ③ 専修学校は，実施に当たっては，あらかじめ他の専修学校等との間で，対象となる授業科目，対象とする生徒数，授業料の取扱いその他実施に必要とされる具体的な事項について協議するとともに，学則等学内諸規程において，対象となる授業科目等について規定することが必要であること。
- (3) 昼夜開講制について
正規課程への社会人の受入れを推進するため，専修学校は，教育上必要と認められる場合には，昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができることを明らかにしたこと。（改正後の第10条関係）
 - (4) 科目等履修生について
社会人に対しパートタイムによる学習機会を提供するため，専修学校は，専修学校の定めるところにより，当該専修学校の生徒以外の者に，当該専修学校において，一又は複数の授業科目を履修させることができることとしたこと。（改正後の第11条関係）
 - (5) 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法について
専修学校においては，授業時間制が採られているところであるが，専修学校と大学等との連携を図りやすくする等のため，高等課程の場合は高等学校，専門課程の場合は大学の単位数の計算方法と同様に，授業時数を単位数に換算する場合の計算方法について定めたこと。（改正後の第12条及び第13条関係）
 - (6) 教員資格の弾力化について
 - ① 専修学校の教員について広く社会に人材を求め，学歴にかかわらず，特定の分野について，特に優れた技術等を有する者を登用することは，専修学校教育の充

実を図る上で有益であることから、それらの者に教員資格を認めることとしたこと。（改正後の第15条関係）

② 今回の改正は、教員の資格を拡大し、広い範囲に優れた人材を求めることができることとしたものであり、資格の水準自体を変更したものではないこと。

(7) 分野の区分「家政関係」の名称変更について

分野の区分「家政関係」に属する学科の大部分は服飾関係の学科であるので、その名称を「家政関係」から「服飾・家政関係」に改めたこと。（改正後の別表関係）

(8) 施行期日等

施行期日を平成6年7月1日とするとともに、所要の規定の整備を行ったこと。

(9) その他

各専修学校においては、これまでも教育の充実に向けての取組みがなされているところであるが、今後とも改正の趣旨を生かし、教育の一層の充実を図るために、自校の教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めるよう配慮願いたいこと。

第2 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文部省告示第84号）の制定

1 制定の目的

この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とするものであること。（第1条関係）

2 告示の概要

(1) 文部大臣が次の要件を満たすと認める課程を修了した者は、専門士と称することができることとしたこと。（第2条関係）

① 修業年限が2年以上であること。

② 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。

③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(2) 文部大臣は、修了者が専門士と称することができる専門課程として認めた課程を官報で告示すること等としたこと。（第3条関係）

(3) 実施期日を平成7年1月1日としたこと。（附則関係）

○文部省令第十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成六年六月二十一日

文部大臣 赤松 良子

専修学校設置基準の一部を改正する省令

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八条・第九条）」を「（第八条―第十三条）」に、「（第十条―第十三条）」を「（第十四条―第十七条）」に、「（第十四条―第二十条）」を「（第十八条―第二十四条）」に改める。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵養^{かん}するよう適切に配慮しなければならない。

第九条を次のように改める。

（他の専修学校等における授業科目の履修等）

第九条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修又は大学若しくは短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前二項の規定により、専修学校において、履修とみなすことができる授業科目は、当該専修学校の選択科目に限るものとする。

第二十条を第二十四条とし、第十三条から第十九条までを四条ずつ繰り下げる。

第十二条第三号中「短期大学又は高等専門学校を卒業した後」を「準学士の称号を有する者で」に、同条第四号中「称号」を「学位」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条第二号中「大学又は高等専門学校を卒業した後、大学（短期大学を除く。）を卒業した者」を「学士の学位を有する者」に、「短期大学又は高等専門学校を卒業した者」を「準学士の称号を有する者」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第三章中第九条の次に次の四条を加える。

（昼夜開講制）

第十条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生）

第十一条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

（授業時数の単位数への換算）

第十二条 専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、三十五時間をもつて一単位とする。

第十三条 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

別表第一中「別表第一 専修学校の教員数（第十条関係）」を「別表第一 専修学校の教員数（第十四条関係）」に、「家政関係」を「服飾・家政関係」に改める。

別表第二中「別表第二 専修学校の校舎面積（第十七条関係）」を「別表第二 専修学校の校舎面積（第二十一条関係）」に、「家政関係」を「服飾・家政関係」に改める。

附 則

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 組織編制(第二条―第七条)</p> <p>第三章 教科(第八条―第十三条)</p> <p>第四章 教員(第十四条―第十七条)</p> <p>第五章 施設及び設備等(第十八条―第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 教科</p> <p>(授業科目)</p> <p>第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養(くわんやう)するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>(他の専修学校等における授業科目の履修等)</p> <p>第九条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修又は大学若しくは短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の四分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>3 前二項の規定により、専修学校において、履修とみなすことができる授業科目は、当該専修学校の選択科目に限るものとする。</p> <p>(昼夜開講制)</p> <p>第十条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 組織編制(第二条―第七条)</p> <p>第三章 教科(第八条・第九条)</p> <p>第四章 教員(第十条―第十三条)</p> <p>第五章 施設及び設備等(第十四条―第二十条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 教科</p> <p>(授業科目)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (同上)</p> <p>(専門課程の授業科目)</p> <p>第九条 専修学校の専門課程においては、総授業時数のおおむね十分の八程度を当該学科に係る専門教育科目又はこれに関連する授業科目の授業に充てるものとする。</p> <p>(新設)</p>

、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生）

第十一条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

（授業時数の単位数への換算）

第十二条 専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、三十五時間をもつて一単位とする。

第十三条 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第四章 教員

（教員数）

第十四条

（教員の資格）

第十五条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研

（新設）

（新設）

（新設）

第四章 教員

（教員数）

第十条

（教員の資格）

第十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

一 （同上）

二 大学又は高等専門学校を卒業した後、大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては二年以上、

研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

- 三 高等学校において二年以上教諭の経験のある者
- 四 修士の学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力がある者と認められる者

第十六条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

- 一 前条各号の一に該当する者
- 二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

- 三 準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の学位を有する者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力がある者と認められる者

第十七条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

- 一 前二条各号の一に該当する者
- 二 高等学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力がある者と認められる者

第五章 施設及び設備等
第十八条〜第二十四条

附則

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

- 三 (同上)
 - 四 (同上)
- (新設)
- 五 (同上)

第十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の称号を有する者
- 五 (同上)

第十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

第五章 施設及び設備等
第十四条〜第二十条

附則

改正後

別表第一 専修学校の教員数（第十四条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3 生徒総定員180
		八十一人から二百人まで	3+
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	二百一人から六百人まで	6+
		六百一人以上	14+
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3 生徒総定員180
		八十一人から二百人まで	3+
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	二百一人から四百人まで	6+
		四百一人以上	10+

備考 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

改正前

別表第一 専修学校の教員数（第十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3 生徒総定員180
		八十一人から二百人まで	3+
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	二百一人から六百人まで	6+
		六百一人以上	14+
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3 生徒総定員180
		八十一人から二百人まで	3+
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	二百一人から四百人まで	6+
		四百一人以上	10+

備考 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

改正後

別表第二 専修学校の校舎面積（第二十一条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	260+3.0×（生徒総定員-40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	200
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	200+2.5×（生徒総定員-40）
イ 基準校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	130
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	130+2.5×（生徒総定員-40）
ロ 加算校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	130
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	130+2.3×（生徒総定員-40）

備考 この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	180+3.0×（生徒総定員-40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	140
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	140+2.5×（生徒総定員-40）
イ 基準校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	110
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	110+2.5×（生徒総定員-40）
ロ 加算校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	100
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	100+2.3×（生徒総定員-40）

改正前

別表第二 専修学校の校舎面積（第十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	260+3.0×（生徒総定員-40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	200
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	200+2.5×（生徒総定員-40）
イ 基準校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	130
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	130+2.5×（生徒総定員-40）
ロ 加算校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	130
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	130+2.3×（生徒総定員-40）

備考 この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	180+3.0×（生徒総定員-40）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	140
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	140+2.5×（生徒総定員-40）
イ 基準校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	110
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	110+2.5×（生徒総定員-40）
ロ 加算校舎面積の表	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	100
	商業実務関係、家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	100+2.3×（生徒総定員-40）

○文部省告示第八十三号

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第九条第二項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定め、平成六年七月一日から施行する。

平成六年六月二十一日

文部大臣 赤松 良子

- 一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認められたもの
- 二 大学の専攻料における学修
- 三 短期大学又は高等専門学校の専攻料における学修

○文部省告示第八十四号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程を次のように定める。
平成六年六月二十一日

文部大臣 赤松 良子

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。

(称号)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項に規定する専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

一 修業年限が一年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。

三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(告示)

第三条 文部大臣は、前条の規定により認められた課程を官報で告示する。課程の名称に変更があったときも、同様とする。

2 文部大臣は、前項の規定により告示した課程について、廃止されたとき又は前条各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、その旨を官報で告示する。

附 則

この規程は、平成七年一月一日より実施する。